



私の育児休業

人文社会科学系 人文社会科学部門 准教授
森 直人

2016年の8月半ばから、2か月間の育児休業を取りました。その年の6月に長女が生まれて、私自身こどもの世話を一通りできるように、と思ったのがきっかけです。取得の際は、特にご自身も育休を経験された岩佐和幸先生の後押しが有り難く、また職場の教職員の皆さんのご支援なしには実現しなかったことと、深く感謝しています。

2か月間育児に集中できたおかげで、その後も育児・家事は大体(つれあい曰く「母乳を出す以外すべて」)分担できるようになりました。家族の形は様々ですが、私たちの場合には、一緒に育児をしたり役割を入れ替えたりできるのがとても大切だと感じています。いろいろな状況に対応し



たり、互いの負担を理解したりするためにも……(もちろん毎日失敗の連続ですし、大変なのはまだまだこれからだと思います)。

世話をするほど、こどもとのつながりが深まる気がします。その喜怒哀楽も成長も、より鮮やかに感じられるように思います。それに3人一緒に笑う時の楽しさも。どの職場も余裕がない状況ではありますが、育児の経験と喜びは復帰後の力にもなるはずで。性別を問わず多くの方が育休を取り、また周囲が後押しするようになれば……と願っています。

仕事とプライベートの ハイモニー 2018

安心して生き生き働くための
育児介護休業制度のご案内

高知大学における男女共同参画の基本理念・基本方針

平成24年2月8日制定

■ 基本理念

男女共同参画社会基本法(平成11年6月制定)は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけています。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を意味しています。

このように男女共同参画が社会全体として目指される転換期において、大学には、教育と職場環境における男女共同参画を阻害する偏見や差別、仕事と私生活との両立の困難など、社会が抱える多面的な課題の解決に向けて積極的に取り組むことが要請されています。学知の探求の拠点として、次世代育成の母体として、さらには地域社会の発展の基盤として、大学は、男女共同参画社会を実現するための先進的なモデルを提示すべき立場にあります。

高知大学は、「男女共同参画を大学で実践し、教育につなげ、そして社会にひろげる」という基本的な考えのもと、男女双方にとって、学びやすく働きやすい場、個性と能力をよりいっそう発揮できる場を形成することに努めます。そして、学問の府として、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を果たします。そのため次の基本方針を掲げ、男女共同参画社会の実現に向け着実に歩みを進めます。

■ 基本方針

1. 男女がともに生き生きと能力を発揮できる職場環境・教育環境を築く
2. 男女共同参画の教育を充実させ、男女共同参画社会の形成に寄与する人材を育成する
3. 男女共同参画社会の実現をめざし、大学での実践を社会に向け発信する



国立大学法人 高知大学 〒780-8520 高知市曙町2-5-1

【男女共同参画推進室】

TEL 088-888-8020, 8021, 8022

FAX 088-880-8023

E-mail sankaku@kochi-u.ac.jp

【総務部人事課】

TEL 088-844-8584, 8664

E-mail kj08@kochi-u.ac.jp



高知大学
男女共同参画推進室

2015年
「子育てサポート企業」認定



2016年
高知県ワークライフバランス推進企業認証



ライフステージに応じた 柔軟な働き方・ 休暇の制度があります



このパンフレットでは、本学の職員が活用できる制度についてお知らせいたします。
休暇制度を上手に活用して、安心して育児・介護と仕事を両立してください。

制度の活用… ■ 女性のみ ■ 男性のみ ■ 女性・男性

健康

- 人間ドックの受診 業務遂行の免除、2日以内
- 生理休暇 病気休暇、必要と認められる期間

結婚

- 特別休暇 連続5日以内

Vita-min

the Station for Vitalizing Your Challenging Mind

男女共同参画推進室 男女共同参画支援ステーション
〔朝倉キャンパス 総合研究棟3階〕

授乳・搾乳・休憩コーナー

学内の女性教職員・学生で、
妊娠中・育児中の方、
お気軽にご利用ください。

ご利用時間

9:00～17:00(月～金)

※ご利用前にはご連絡ください。

空きを確認をして予約を受け付けます。

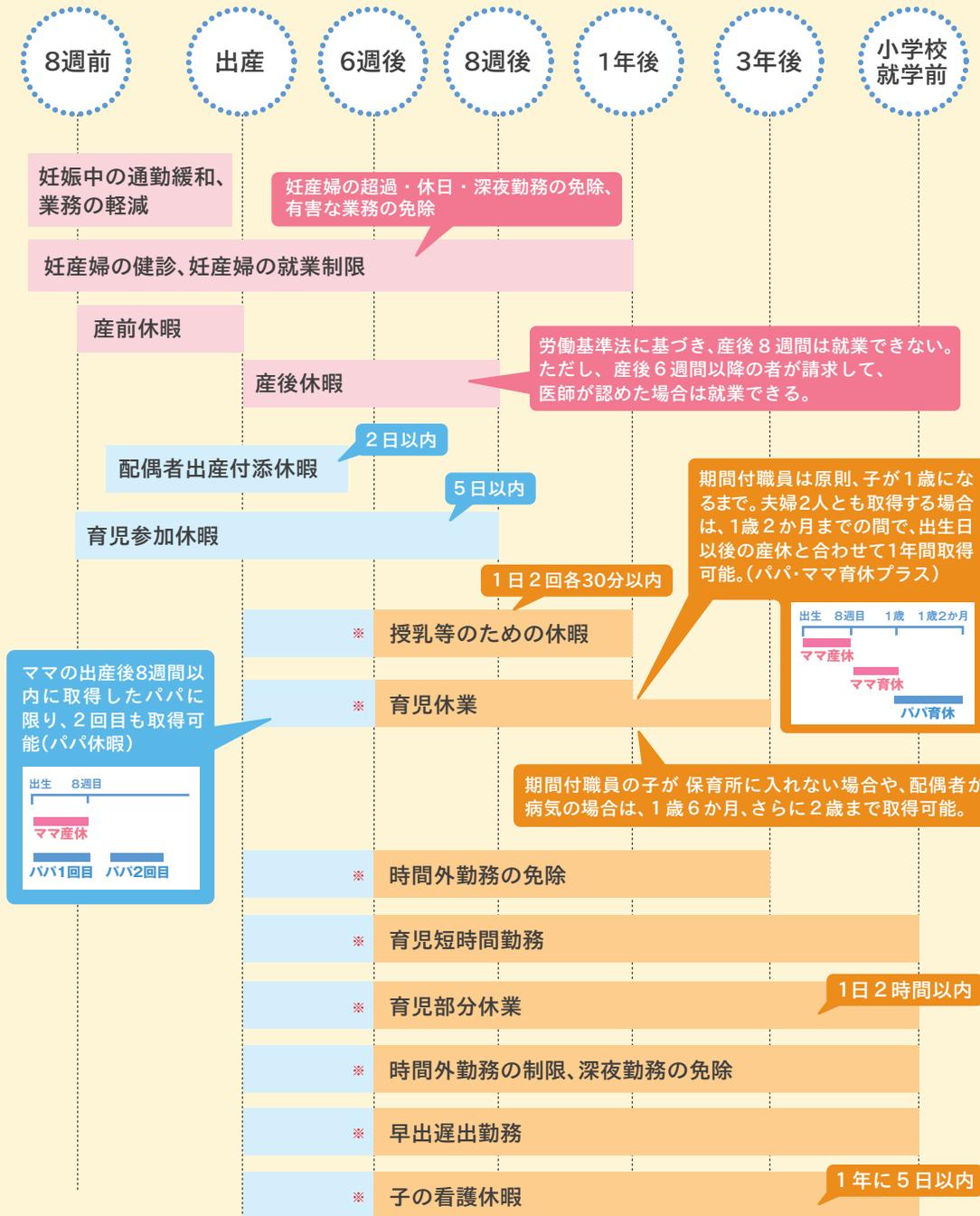
TEL: 088-888-8022

E-mail: sankaku@kochi-u.ac.jp



妊娠・出産

育児



介護

- 介護休暇 1年間5日
- 介護休業 対象家族1人につき3回まで
- 介護部分休業
- 時間外勤務の免除・制限、深夜勤務の免除



育児・介護の

Q & A



出産・育児での休暇等

■ 女性のみ ■ 男性のみ ■ 女性・男性

時期	休暇等の種類	内容	常勤			非常勤※3		
			女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給
① 妊娠満23週まで ② 妊娠満24～35週 ③ 妊娠満36週～出産 ④ 産後1年	母子健康法に規定する保健指導又は健康診査受診のための業務遂行の免除	① 4週に1回	○	×	有給	○	×	無給
		② 2週に1回	○	×	〃	○	×	〃
		③ 1週に1回	○	×	〃	○	×	〃
		④ 1年に1回	○	×	〃	○	×	〃
妊娠中	通勤の混雑緩和のための業務遂行の免除	1日1時間未満	○	×	有給	○	×	無給
	休息、補食のための業務遂行の免除	適宜(休息、補食に必要と認められる時間)	○	×	有給	○	×	有給
出産前8週	産前休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠は14週間)	○	×	有給	○	×	無給※2
出産後8週	産後休暇	出産日翌日から8週間	○	×	有給	○	×	無給※2
出産に係る入院の日から出産の日後2週間を経過する日まで	配偶者出産付添休暇※1	2日の範囲内(1日又は1時間単位)	×	○	有給	×	×	
出産予定日の8週間前から出産の日後8週間	育児参加休暇	5日の範囲内(1日又は1時間単位)	×	○	有給	×	×	
1歳の誕生日の前日まで	授乳等のための休暇	1日2回それぞれ30分以内(男性の場合は、妻が同日に利用した時間を差し引いた時間)	○	○	有給	○	○	無給
	育児休業	期間付職員 1歳の誕生日の前日まで 常勤 3歳の誕生日の前日まで	○	○	無給※2	○	○	無給※2
3歳の誕生日の前日まで	時間外勤務の免除	3歳の誕生日の前日まで	○	○		△※3	△※3	
	育児短時間勤務	1週間当たり19時間30分～25時間の勤務	△※3	△※3	勤務時間に 応じて支給	△※3	△※3	勤務時間に 応じて支給
小学校就学の 始期に達するまで	育児部分休業	1日2時間以内	○	○	勤務しない 時間に準じて 減額	△※3	△※3	勤務しない 時間に準じて 減額
	時間外勤務の制限	1月24時間、1年150時間以内に制限	○	○		△※3	△※3	
	深夜勤務の免除	深夜勤務(午後10時～翌日の午前5時)を免除	△※3	△※3		△※3	△※3	
	早出遅出勤務	始業午前7時以降、終業午後10時以前の範囲で、始業・終業を変更(30分又は1時間単位)	△※3	△※3		△※3	△※3	
	子の看護休暇	1年間5日 2人以上の場合は10日(1日又は1時間単位)	○	○	有給	○	○	無給

※1 配偶者は事実婚、子は養子を含む。以下同じ。

※2 大学からの給与は支給されませんが、健康保険より出産手当金(出産前6週～出産後8週の間)、雇用保険より育児休業給付金(原則1歳まで)の支給があります。

※3 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なりますので、詳細については「育児休業等に関する規則」(http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150020.pdf)等を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。

Q1 妻が出産。夫は休みを取れる？

常勤職員の男性は妻の出産の時に2日、また出産前8週間から出産後8週間に5日の休暇がとれます。

Q2 育児休業って女性しかとれないの？

男性もとれますよ。ちなみに妻が専業主婦でもとれます。子の出生後8週間以内に取得した男性に限り、2回目も取得できます。日本の男性の育児休業取得率は、3.16%ですが、政府は男性の育児休業取得率を2020年までに13%に上げる目標を立てています。(厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査」)

Q3 育児休業を取りたいけれど、経済的な不安があります。

育児休業給付金の給付率は、約29万円を上限に「基本給+手当(ボーナス除く)」の67%(1～6か月まで。7～12か月は約22万円を上限に50%)です。ただし、社会保険料が免除され、無給であれば所得税や雇用保険料が免除されるので、実質的には手取り賃金の約80%になります。また復帰後の昇給は3分の3以下、期末手当は2分の1、退職手当は3分の2(子が1歳以降は2分の1)の換算率で算定されます。

Q4 子どもが小さいので、働く時間を短くしたい。

できます。短時間勤務制度を使えば、働く時間を短くして、子育てができます。また、3歳未満のお子さんを養育している場合、残業の免除を申し出ることができます。

Q5 子どもの授乳・託児所への送迎が……。

1歳未満の子どもの授乳・託児所送迎の場合、1日2回各30分以内の休暇がとれます。

Q6 子どもが急に熱を出したら？

子の看護休暇制度があります。小学校就学前のお子さんの看護(予防接種・健康診断を含む)のために5日(2人以上の場合は10日)の休暇がとれます。

Q7 土日に入試がある時に子どもを預けたい。

土日に入試やオープンキャンパスがある時には、各キャンパスに保育室を設置しています。

Q8 高知大学で学会を開催するときに保育室を設置したい。

男女共同参画推進室では、学会で保育室を設置する際の情報提供をしています。

Q9 高知大学の保育情報を知りたい。

医学部および附属病院職員は、こはすキッズ、および病後児保育を利用することができます。

Q10 上司に相談しても育児休業・介護休業を認められません。

育児休業・介護休業は育児介護休業法に基づく、労働者の申出によって取得できる権利です。雇用者は取得を拒否することはできません。人事課に相談してください。



介護での休暇等

休暇等の種類	内容	核当する要介護者の範囲	常勤			非常勤※3		
			女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給
介護休暇	1年間5日 要介護2人以上の場合は10日 (1日又は1時間単位)	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者、父母、子、配偶者の父母、※1 祖父母、孫、兄弟姉妹 ● 同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者、配偶者の子 	○	○	有給	○	○	無給
介護休業	常勤職員 通算186日 (対象家族1人につき3回まで)	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者、父母、子、配偶者の父母 ● 祖父母、孫、兄弟姉妹 	○	○	無給※2	/	/	/
	期間付職員 通算93日 (対象家族1人につき3回まで)		/	/	/	○	○	無給※2
介護部分休業	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日4時間まで ● 連続する3年間において 必要と認められる期間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者、配偶者の子 (同居はしていないものの泊まり込みにより 介護をする場合も含む) 	/	/	勤務しない 時間に準じて 減額	/	/	勤務しない 時間に準じて 減額
時間外勤務の 免除・制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外勤務を免除 ● 時間外勤務を制限 (24時間/月、150時間/年以内) 		△ ※3	△ ※3	/	△ ※3	△ ※3	/
深夜勤務の 免除	深夜勤務 (午後10時～翌日の午前5時)を免除		/	/	/	/	/	/
早出遅出勤務	始業午前7時以降、終業午後10 時以前の範囲で、始業・終業を 変更(30分又は1時間単位)		/	/	/	/	/	/
			/	/	/	/	/	/



※1 配偶者は事実婚、子は養子を含む。以下同じ。

※2 大学からの給与は支給されませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで)の支給があります。

※3 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なりますので、詳細については「介護休業等に関する規則」
(http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150021.pdf) 等を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。

Q 1 家族の介護が必要なんです……。

介護休暇制度があります。要介護状態の家族がいる場合、5日(2人以上の場合は10日)の休暇がとれます。

Q 2 親を病院につれて行くので、午前中だけお休みをとりたいのですが？

介護休暇は1時間単位で取得できますので、例えば午前中2時間だけ介護休暇をとってお休みすることも可能です。

Q 3 介護が長くなりそうですが……。

介護休暇の他に介護休業制度があり、通算186日(期限付職員は93日、対象家族1人につき3回まで)取得することができます。介護休業期間中は大学からの給与はありませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで、約32万円を上限に「基本給+手当(ボーナス除く)」の67%)の支給があります。

休業中、無給であれば所得税や雇用保険料は免除されます。また復帰後の昇給は3分の3以下、期末手当は2分の1、退職手当は3分の2の換算率で算定されます。

Q 4 介護休業や、育児休業を取得する際の授業の引継が不安です。

教員が介護休業・育児休業を取得する場合には、講義および演習のための代替の非常勤講師手当(旅費を除く)を全学予算で措置することができます。詳細は人事課にお問い合わせください。

Q 5 教員も介護部分休業を取得することはできますか？

教員は、裁量労働制をやめることによって、介護部分休業、育児部分休業、育児短時間勤務を取得することができます。

